

長久手市保育所入所選考基準指数表

基本指数

番号	区分	保護者の状況（児童の保育に当たれない場合）	基本指数		
1	居宅外労働	外勤・自営 正社員 中心者	月140時間以上の就労を常態	10	
			月100時間以上月140時間未満の就労を常態	9	
			月80時間以上月100時間未満の就労を常態	8	
		農業	パート 専従者他	月80時間以上の就労を常態	8
				月60時間以上月80時間未満の就労を常態	7
				中心者 専従者	7
				農地50a以上、畜産又は林業	7
2	居宅内労働	在宅・自営 正社員 中心者	月140時間以上の就労を常態	10	
			月100時間以上月140時間未満の就労を常態	9	
			月80時間以上月100時間未満の就労を常態	8	
		内職	パート 専従者他	月80時間以上の就労を常態	7
				月60時間以上80時間未満の就労を常態	6
				月60時間以上の就労を常態	5
3	出産	出産の前後で、休養を要するため保育できない場合	8		
4	疾病等	疾病	入院	1月以上を要する場合	10
			居宅内	1月以上の常時病臥・感染性	10
				常時安静を要する場合	8
				一般療養中	6
		障がい者	1・2級又はA判定	10	
			3級又はB判定	8	
5	介護	病院等付添	月80時間以上の付添	8	
			自宅療養	寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び要介護度4以上の者の介護	8
				上記以外の介護	6
6	災害	災害の復旧にあたっている場合	10		
7	求職	雇用保険の失業給付を受給中で、求職活動のため外出を常態としている場合	5		
		雇用保険の失業給付を受給しないで、求職活動のため外出を常態としている場合	2		
8	就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学	8		
		上記の学校等の通信教育課程で、スクーリングがある場合	6		
9	その他	育児休暇中の保育所の利用（3歳クラス以上で次年度以降の復帰日）	1		
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	5		

調整指数

番号	状況	調整指数
1	母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+3
2	父又は母が愛知県外に単身赴任で居住している	+1
3	保護者の入園する要件（基本指数）が「疾病等」以外で、同居している父又は母が障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを取得している。	+1
4	新年度長久手市の認可保育施設継続在籍児の兄弟姉妹入所	+2
5	長久手市の認可保育施設に兄弟姉妹同時申請	+1
6	申込児童を認可外保育施設等に有償で預けている	+1
7	就労予定者	-2
8	就労時間日数等の変更	-1
9	保護者の育児休暇取得により長久手市の認可保育施設を退所し、育児休業からの復帰を理由として再度保育を希望する	+1
10	生活保護法適用世帯	+2
11	虐待やDVを受けている	別途判断
12	保育料を滞納している世帯	-3

【備考】

- 障がい児保育については、別に判定を行います。
- 基本指数は、同一世帯の中で最も低い指数の人で判定を行います。
- 社会保険の被保険者で、月80時間以上勤務する正社員以外の方については、正社員と同じ基本指数で判定を行います。
- 基本指数が二つの区分を満たす場合は、指数の高い方で判定を行います。
- 入所希望者の合計指数が同じ場合は、基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合には抽選番号の小さい方から優先して順位を決定します。
- 育児短時間勤務の場合は、就労契約時間の指数で選考します。
- 就労契約時間は、残業時間及び休憩時間を含まない時間を指します。
- 調整指数4及び5のいずれも満たす場合は4の指数のみを対象とします。
- 調整指数6の認可外施設等については、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入所要件を満たし、月60時間以上預けていることがわかる通園証明書の提出がある方が対象です。（ただし、求職中、育児休業中の要件を除く。）
- 当初申し込みの算定基準日は、11月末日です。

基本指数	調整指数	合計	1回目	2回目
	+	=		

第1希望園

第2希望園

第3希望園